

## 令和 2 年度 認定ケアマネジャー資格更新要領

### 1 更新申請の対象者

更新申請の対象者は、「認定ケアマネジャー資格更新細則」（以下「更新細則」という。）の第 1 条及び第 2 条に定める要件を満たす者とする（制度規則第 13 条並びに更新細則第 1 条及び第 2 条参照）。

注）令和 2 年度の認定ケアマネジャー資格の更新に当たっては、更新細則第 2 条第 1 項の規定は免除とし、第 2 条第 2 項の実績点数は 20 点以上とすること。

### 2 更新申請に必要な書類（更新細則第 3 条関係）

更新細則第 3 条の規定に基づく更新申請に必要な書類は、次のとおりとする。なお、申請書類は学会ホームページからプリントアウトできます。

(1) 認定ケアマネジャー認定資格更新申請書【様式 1】

(2) 実績の内容【様式 2-①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】

実績の内容については、更新細則第 2 条第 2 項の項目ごとに参加した学術大会、研修会等の内容を記入すること。

なお、実績点数に係る留意事項については、更新細則第 2 条第 2 項の（注）書きをご参照下さい。また、実績として判断しがたいときは事前に学会事務局にご照会下さい（照会する時間的余裕がない場合は、参加した研修会等をすべてご記入下さい）。

(3) 実績を証明する書類【様式 3-①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧】

実績証明については、前記（2）の実績に応じ更新細則第 3 条に規定する証明書類（写しで差し支えない）を添付すること。

### 3 更新申請の受付

(1) 更新申請の受付は令和 2 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

(2) 更新申請書類（原本）1 部を日本ケアマネジメント学会事務局に送付すること。

#### 【送付先】

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9 四谷ニューマンション 206 号  
一般社団法人日本ケアマネジメント学会 事務局

### 4 資格更新の審査（更新細則第 4 条関係）

日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー資格認定委員会において審査し、12 月中に資格更新の可否を通知する。

5 資格更新登録及び認定証の交付（更新細則第5条・6条関係）

(1) 資格更新の通知を受けたときは、更新審査料3,000円及び登録認定証料5,000円を学会あて納入すること。

(注) 更新審査料及び登録認定証料の納入は令和3年2月末日までにお願ひします（払込取扱票の通信欄に学会会員番号をご記入下さい）。

(2) 更新審査料及び登録認定証料の納入を確認し、認定ケアマネジャーの更新登録及び認定証を交付します。

6 更新資格の有効期間（更新細則第7条関係）

更新された資格の有効期間は、更新前有効期間終了日に続く5年間とする（次期更新は令和7年度）。

